

## 「代引きで身に覚えのない商品を送る」 とのメールにご注意！

注文した覚えがないのにスマートフォンに「美顔器のご注文ありがとうございます。本日、代引きで発送いたします。受取拒否をした場合、往復送料と手数料を請求します。」とメールが届いた。

送信者を確認したところカタカナ4文字の会社名やクラブ名であることが分かった。そのような会社に注文した覚えはない。今後、どのように対応したらよいか知りたい、というような相談が寄せられています。

家族や友人を含めて注文した覚えがないか確認しましょう。

注文した覚えがなければ、メールは無視しましょう。メールに反応することは、名前や連絡先などを相手に知らせることになり別のトラブルのきっかけとなる場合があります。

もし商品が届いた場合、受け取りや支払をしないように気を付けましょう。

少しでも疑問や不安を感じたら、お近くの消費生活センターにご相談ください。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や  
局番なしの 1 8 8

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで